調查報告書

平成29年3月 文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」において、「いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとされております。また、特段の支障がなければ公表することが望ましい」「調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること」とあることから、個人情報の保護の観点や、被害生徒・保護者の意向を勘案し、一部非公開としております。

令和5年6月16日

白岡市いじめ防止対策推進委員会 (臨時会)

白 岡 市 教 育 委 員 会

目次

- 第1 はじめに
- 第2 白岡市いじめ防止対策推進委員会(臨時会)の発足と調査
 - 1 委員会(臨時会)設置の経緯
 - 2 調査
 - (1)調査の目的
 - (2)調査の基本方針
 - (3)調査の対象と方法
- 第3 調査結果に基づく認定事実
 - 1 前提となる事実
 - 2 認定できる事実
 - 3 事態の発覚とその後の経過
- 第4 学校および教育委員会の対応の検証
 - 1 いじめの構造に対する理解の問題
 - 2 小学校および教育委員会の対応に関する問題
 - 3 保護者との連携に関する問題
- 第5 提言
 - 1 いじめに対する理解の徹底
 - 2 学校及び教育委員会の役割
 - 3 保護者との連携に向けて
- 第6 おわりに

第1 はじめに

白岡市立 ① 小学校に在籍していた児童について,「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)に掲げる「重大事態」に該当する事案が発生したことから,白岡市いじめ防止対策推進委員会(臨時会)が設置された。本委員会(臨時会)の目的は,令和4年に生じた女子児童に対するいじめの事実の全容解明,当該事案発覚後の学校および教育委員会の対応を調査すること,最後に,調査結果を踏まえて,今後のいじめ防止に向けた提言を行うことである。

第2 白岡市いじめ防止対策推進委員会(臨時会)の発足と調査

1 委員会(臨時会)設置の経緯

本事案は、女子児童(令和4年当時、白岡市立①小学校(以下、「当該小学校」とする。)6年了組に在籍。)に対するいじめの疑いを対象としている。

この事案に関して、女子児童の保護者は、令和4年3月9日、当該小学校に対して調査委員会の立ち上げを依頼した。学校は、同日、いじめ重大事案の報告を教育委員会に行うとともに、学校において当該事案の解決を図ったものの、解決の糸口が見えず、また保護者が引き続き調査委員会の立ち上げを求めたことから、校長および教頭は3月14日に教育委員会を訪問し、調査委員会の立ち上げについて相談を行った。そして、教育委員会はいじめ防止対策推進委員会(臨時会)を立ち上げることとし、翌15日に保護者に対し委員会(臨時会)に関する説明を行った。その後、白岡市は、いじめ防止対策推進委員10名を選任したが、女子生徒の保護者から同

委員らが第三者ではないとの申し出を受け、あらためて3名の第三 者委員が選任された。

当委員会は、上記申し入れに基づき、令和4年8月より本事案について審議を行った。委員名簿は本報告書の末尾に掲載のとおりである。

2 調査

(1)調査の目的

当委員会では、当該小学校のクラス内で起こっていた出来事の 全容の解明、当該事案発覚後の学校及び教育委員会の対応を中心 に、当該事態への対処や、事案の全容解明のために調査するこ と、調査結果を踏まえて、今後のいじめ防止に向けた提言を行う ことである。なお、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等へ の対応を目的とするものではない。

(2)調査の基本方針

いじめ防止対策推進委員会(臨時会)では、本事案の事実関係を明らかにするとともに、調査に当たっては、いじめ防止対策推進法およびいじめの重大事態の調査に関するガイドラインを参考に、第三者性を重視して中立・公平に調査を進めることを基本方針とすることを委員全員で確認した。

(3)調査の対象と方法

いじめ防止対策推進委員会(臨時会)は、当該小学校から生徒 指導部会記録や職員打合せ記録簿、アンケート調査結果等の提供 を受け、これらの資料を分析することと並行して、以下の方々か らの聴取を行った。聴取に際して、対象者が保護者の同席をさせ ること等の希望があった場合は,委員会で協議した上で,基本的 には同席を認める方向で対応した。

なお、被害者の保護者からは、ネットいじめに関するアンケート調査を実施してほしいとの要望が出されたが、いじめと疑われる事態発覚直後にすでにアンケートが実施されており、当該アンケートの結果からいじめの事実が確認できること、被害者と同学年の児童が本調査開始時中学1年生であり、既に小学校を卒業していたことから、追加のアンケート調査は実施しないこととした。

また、調査当時、被害者の在席していたクラスの担任は体調不 良により休職中であった。管理職が担任の受診している病院の医 師に確認したところ、聴取は難しいとの回答だったことから、聴 取は実現しなかった。

さらに、本件調査開始当初、女子生徒は、②中学校に登校していたが、2学期(令和4年9月)に入って以降②中学校にも通えなくなった。女子生徒の保護者によれば、本件調査によってフラッシュバックが起きるようになったことに加えて、市内の中学校から参加者が集まる陸上大会において加害児童とされる子と会ったことが原因ではないかとの指摘があった。そこで、教育委員会からの追加調査の依頼を受け、令和5年1月以降に③中学校に対する追加調査がなされることとなった。

その後、調査委員会で協議を重ね、小学校6年時に女子生徒と同じクラスであったもので現在③中学校に在籍している生徒に対し、聴き取り調査への協力を要請したが、協力は得られなかった。

(調査対象者)

- ①本人およびその保護者
- ②加害者とされる同じクラスに在籍していた生徒2名およびその保護者(なお,加害者とされる1名については保護者の意向に従い保護者のみからの聴取)
- ③当該小学校における当時の校長・教頭・G
- ④当該小学校における当時の教諭2名
- ⑤本件の対応に当たった教育委員会職員2名
- ⑥③中学校校長および教諭
- ⑦中学入学以降の対応に当たった教育委員会職員1名

第3 調査結果に基づく認定事実

1 前提となる事実

小学校6年生は クラスあり、Aが在籍していた6年ア組は、

名 (男子 名,女子 名) の児童が在籍していた。長欠傾向のある児童はいなかった。小学校では、毎年6月と10月に生活アンケートが実施されており、いずれの調査においても Aは「学校は楽しいですか?」との質問に対し「楽しい」と回答していた。また、「自分のクラスがすきですか?」との質問に対し「すき」と回答していた。

なお、6年 $\mathbf{7}$ 組では、2学期頃から問題行動を繰り返す児童がおり、それに同調して問題行動を起こす児童がいたり、当該児童と衝突する児童がいたりとサポートが必要な状態となっていた。そこで、担任に加え、校長、教頭、 $\mathbf{6}$ らが代わる代わるサポートに入る状況が卒業まで続いていた。

2 認定できる事実

(1) 金銭をめぐるトラブル



そうすると、本件において返金を要求	した
行為はいじめの防止等のための基本的な方針において「いじめ」	の
行為として例示されている金品をたかる行為とは区別されるもの	ので
あるものの, 4名の関係性を踏まえれば「いじめ」に該当する。	もの
といえる。また、会話が進む中で出た「ウザイ」という発言は	泪手
の存在を否定する発言であり、返金をすると伝えて事態の解決を	
ろうとしているAに対し、追い打ちをかけるものであり、やは	り苦
痛を感じるものであると言えるから「いじめ」に該当する。	
(2) 告白トラブル	

しかし、告白行為は A の意思に沿うものではない一方、 D が自らも告白することを持ち出すことで同調を求める一定の圧力は生じていたものと考えられる。そうすると A は望まない行為を迫られたことにより少なからず苦痛を感じていたと考えられるから当該行為は「いじめ」に当たる。

しかし、「キモイ」といった発言は、人格を否定する言動であり、直接的にAに向けられたものではなかったとしても間接的に知ることになれば当然に苦痛を感じるものであることから「いじめ」に当たる。

(3) 陰口について

前述した告白トラブルが起きたことに加え、前記金銭トラブルも相まって4名の関係性が夏休み以前の関係とは異なるようになっていた。そして、令和4年2月頃には、Aはクラスメイトから悪口を言われるようになっており、その内容は前記金銭トラブルに端を発すると思料される内容のものであった。Aは他の生徒からDが悪口を言いふらしていると教えてもらったこともあった。悪口を言った人物を具体的に特定することはできないが、悪口は複数のクラスメイトに知られるところとなっていたことからも故意にAの耳に入る

ように言われていたことが窺われる。こうした悪口を言う行為は 「いじめ」に該当する。

(4) 教室内での出来事

また、前記悪口と同時期の令和4年2月頃、B, C, Dを含むクラスメイトの間でAの筆箱を隠したり、投げたり蹴って遊んだりしたことがあるほか、Aの机を端に寄せる事態が発生していた。こうした行為は「いじめ」に該当する。

さらに、Aによれば、土足で机の上にのられたことや上履きを踏まれたこと、筆箱を男子トイレのゴミ箱に捨てられたこともあったとのことであり、Pによれば、椅子がロッカーの上に乗せられていたこともあったとのことであった。

本調査の結果、加害行為に関与した者が複数いることが明らかとなる一方、各行為の行為者の特定には至っていないが、Aに対するいじめはエスカレートしていたものと言える。

この頃、担任がどこまでこうした行為を把握していたのかは定かではないが、クラス内の人間関係に変化が生じており、クラスの雰囲気がおかしいことを感じ取っており、校長および教頭に対し自分のクラスがうまくいっていないような気がする旨の相談をしていた。もっとも、相談を受けた校長および教頭は、担任の相談が抽象的なものであったことから、児童との接し方に関するアドバイスをしただけにとどまり、特段クラスの様子を注視したり、他の教員らと情報共有をしたりするには至らなかった。その原因の一つとして6年7組が担任以外の教員による応援を要する状況であったことが挙げられる。

3 事態の発覚とその後の経過

(1) 令和4年3月9日

令和4年3月9日, Aは, 頭痛を訴えて早退を希望した。Aの様 子がおかしいと感じた Pは、Aに事情を尋ねたところ、Dに金銭を 要求され1万円を払ったこと、学校に行きたくないと思っているこ とを聞かされた。同日昼、Pは、学校に連絡を入れた後、すぐに学 校に赴きお金をとられたことはいじめであるため、該当児童からの 聴き取りと第三者委員会の立ち上げを要請した。該当児童として B·C·Dの3名の名前が挙がっていたほか、同じクラスのEから も事情を聴いて欲しいと要望が出された。学校は、事実確認をする ために、A本人からの聴き取りをするために家庭訪問したい旨の申 し入れを行った。しかし、家庭訪問については拒否された。Pの帰 宅後、校長・教頭・養護教諭・6年生の各クラス担任・生徒指導副 主任・特別支援教育コーディーネーター間で情報共有がなされた。 その結果、該当児童4名から聞き取り調査を行うこととなり、4名 はそれぞれ異なる教室で児童1名に対し2名の教員が聞き取る方法 で行われた。 4名それぞれからA・B・C・Dは元々仲が良かった という話が出た。また、B・C・DからはこれまでAに対し、奢っ たことが複数回あり、当初は快く奢っていたが、次第に3人が奢る のが当たり前という空気になったことに嫌気がさしたこと, その結 果お金を返すよう求めたり、友達やめる等といった発言をしたこ と、教室内で机をずらすような行動をとったことが明らかとなっ た。加えて、3名それぞれから言い過ぎた(やり過ぎた)ことは謝 りたいといった発言もあった。

学校は、教員間で聴取結果を共有した後、あらためてPに連絡を入れたところ、Pはいじめと認識していること、該当児童の保護者

と直接話をしたい旨を学校に申しいれた。学校としても,上記の件 を該当児童の保護者に共有する必要があると考えたため,各保護者 に連絡を入れた。

その結果、BおよびCの保護者は同日来校した。C保護者には、Cの聴き取りを担当した教員から聞き取り結果を報告し、B保護者には、Bの聴き取りを担当した教員から聞き取り結果を報告した後、校長・教頭・各保護者で話し合いの場が持たれた。

また、同日のうちに、校長から教育委員会に上記経過の報告がなされた。

(2) 令和4年3月10日

3月10日朝,学校はPから連絡を受けた。そこで,あらためて本件をいじめ事案ととらえている旨と,いじめアンケートを実施してほしいとの要望が出された。その後,Pが来校し,再度本件はいじめであるとの指摘がなされた。

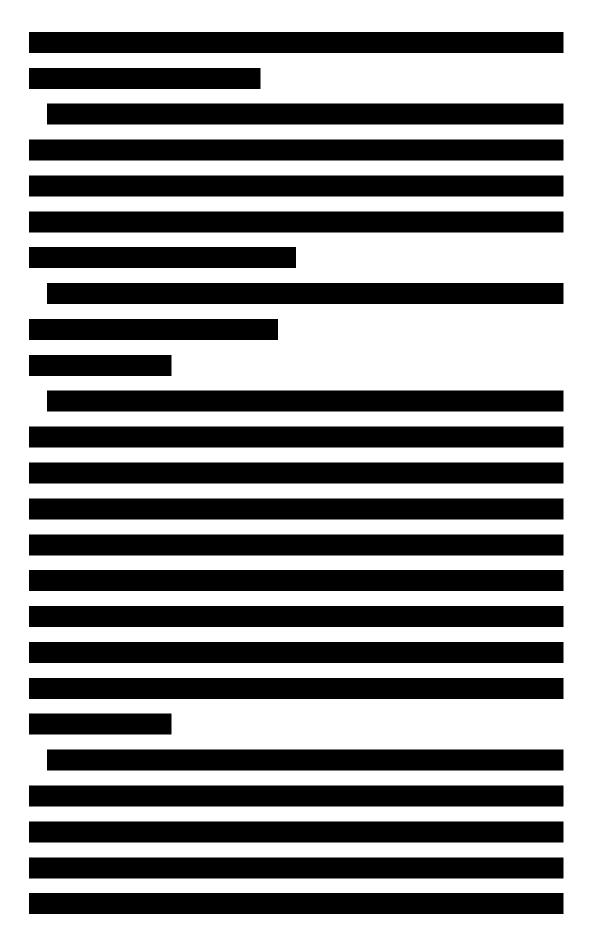
これを受けて、校長・教頭・学年主任・担任で打ち合わせを行い、いじめアンケートを実施することとし、同日のうちにいじめアンケートが実施された。いじめアンケートの結果、陰口(キモイ、消えろ、〇〇さんってゴミだよね、死んでほしい、うざい、しつこ、死ね等)を言っていること、筆箱を隠されたり蹴られたりしていることが教室内で起きていたことが明らかとなった。なお、誰の誰に対する行為かまでは明らかとなっていない。学校は、アンケート結果をPに報告し、Pからは、再度B・C・Dに対し聴き取り調査を行うように要望が出された。学校側も事実確認が必要と考え、再度かかる3名に対し

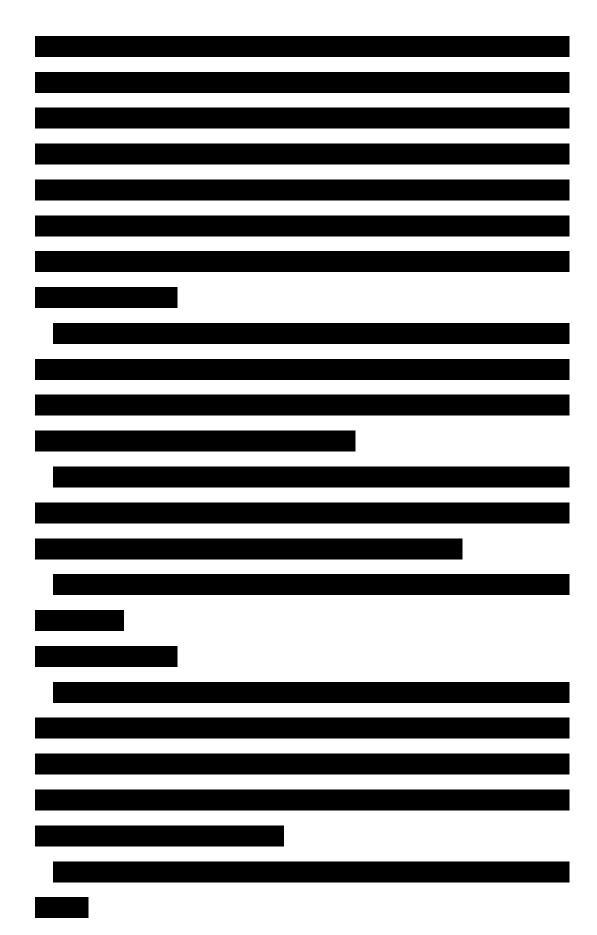
聴き取り調査を行うこととした。この際の聴き取りは教頭およびH 教諭が担当した。

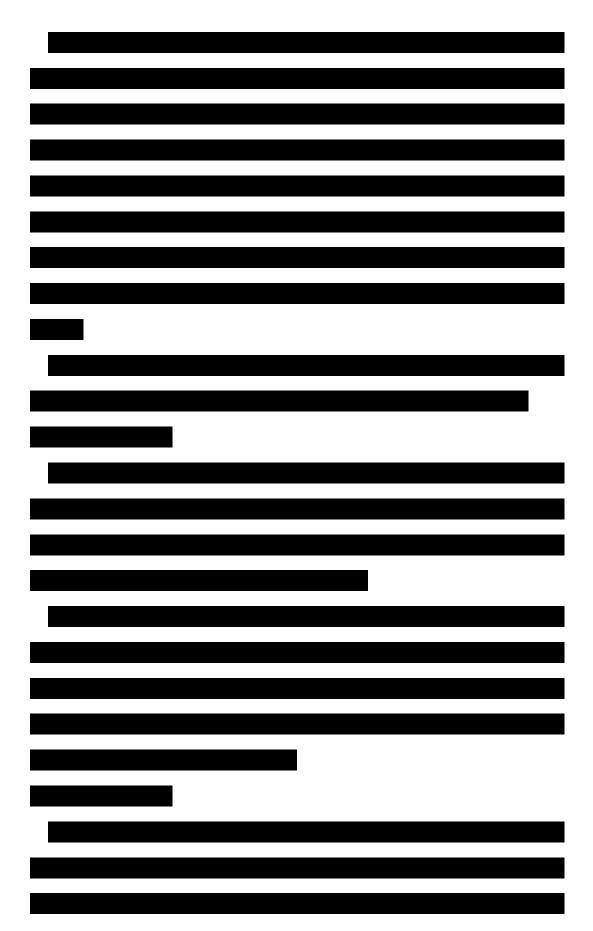
聴き取り調査の結果,加害児童らは,ふざけて机を端に寄せたり,筆箱を隠したり蹴ったりする行為をしたことを認めた。そこで,この結果を踏まえて,同日,再度保護者らの話し合いの場が設定された。その際,加害者側保護者からここに至るまでの経緯があるとの言及がなされたが,最終的には $\mathbf{B} \cdot \mathbf{C} \cdot \mathbf{D}$ 保護者から名保護者に対し謝罪がなされた。 \mathbf{P} からは,第三者委員会の立ち上げと加害児童3名の出席停止の要望が出された。

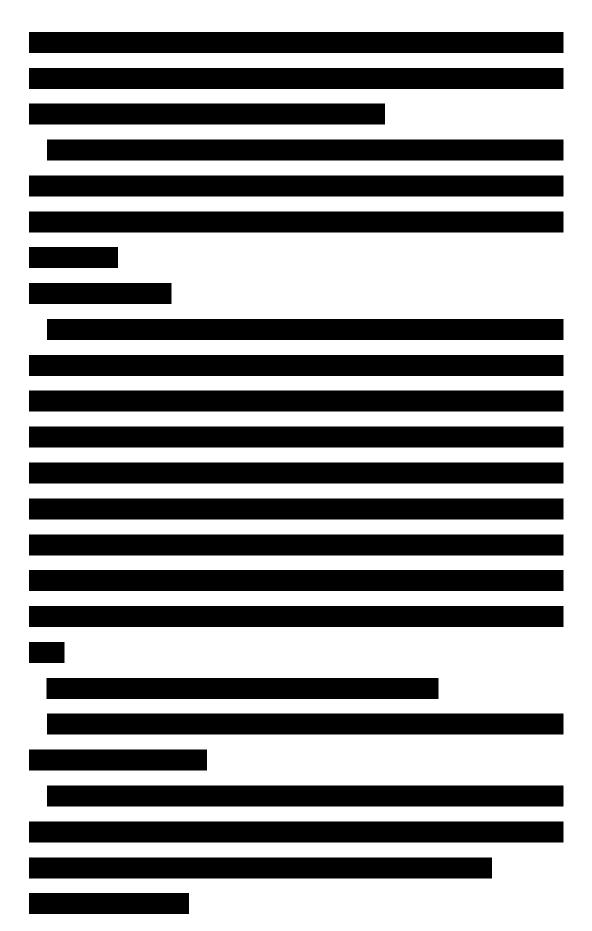
話し合い終了後、校長から教育委員会に報告がなされるとともに、校長・教頭・教育長・部長・課長・I指導主事らで協議をした結果、該当児童に対しては、学校で指導後別室対応することが決定された。 日本の教育を受ける権利の重要性に加え、既に加害者親にも情報共有が図られ、加害者親から謝罪があったこと、各家庭での指導がなされるであろうこと、加害児童も反省の態度を示していたこと等を考慮した結果であった。

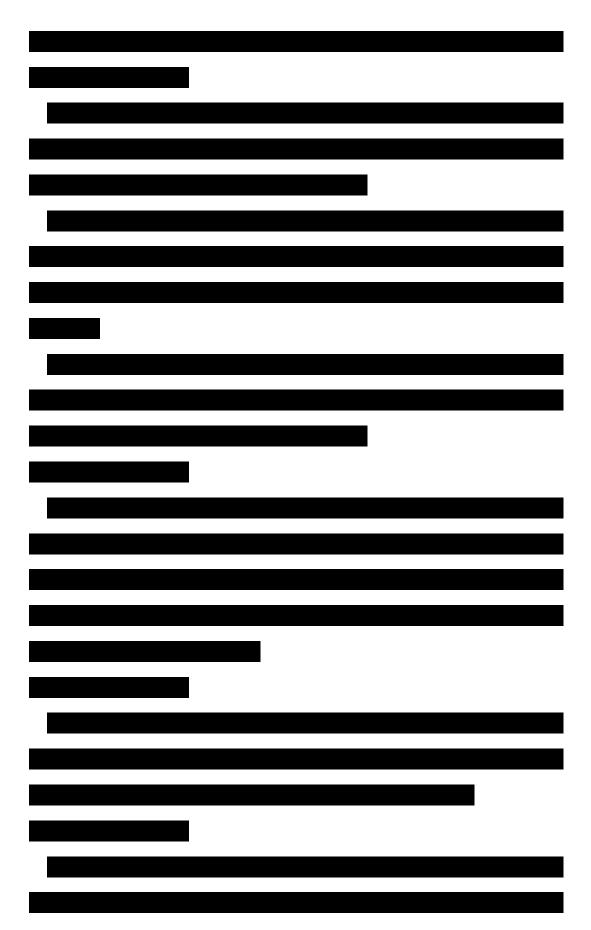
なお,同日夜,PはQとともにB宅を訪れた。対応した父に,B本人と話がしたいと伝え,出てきたBと傍にいたRに対し,QはAがいじめを受けて,学校に行けないことを泣きながら訴えた。BおよびB父はその場でA母およびA兄に対して謝罪した。











(14)③中学校および②中学校への情報提供

校長及び教頭は、③中学校と日頃から連絡を取り合い、③中学校 の校長及び複数の教員が度々①小学校を訪問し、3学期頃は週に1 回くらいの頻度で6年生の各クラスの授業を参観していた。本件に ついても3月10日には①小学校の校長から③中学校の校長に報告 がなされ、以降は3中学校の校長が授業参観で小学校を訪問するた びに進捗の報告がなされていた。

他方, Aが②中学校への進学を決めたことから, 校長及び教頭で ②中学校を訪問し,本件発覚以降教頭が作成していたメモを見せな がら,経緯の詳細を説明した。

(15) ③中学校の対応

③中学校には,校長,教頭,○,各学年の生徒指導担当,特別支

援学級の生徒指導担当,養護教諭から構成される生徒指導部会が設置されている。前述のとおり,小学校からいじめ事案の発生の連絡を受け,③中学校では3月の生徒指導部会会議から情報の共有がなされていた。

これに先立つ令和4年5月11日, A は事前に配布された大会パンフレット上に C の名前を見つけ過呼吸となった。これを受けて A 母は,教育委員会に対し, C の出場停止を求めた。教育委員会は C を出場停止にはしないが,大会で両名が会わないように配慮すると 回答した。そして, A および C が大会で顔を合わせないように ③ 中学校および ② 中学校の教員に協力を求めた。

これを受けて③中学校では、当初の予定より1名多く教員を配置することとし、校長含め教諭間で当日の動きについて協議がされた。②中学校の校長にも協力を求めたほか、教育委員会職員も含め、○を役員入り口から会場に入らせることや待機場所を一般生徒と異なる場所とすること等が確認され、5月13日はそのように動いていた。しかし、○の姿を捉えたAは精神的ショックを受け、■に出場することができなかった。

続いて、令和4年6月15日には、学校総合体育大会が開催されているが、その際もAおよびCが同大会に出場していた。同日も両者が会わないように配慮がなされたが、Aがトラックを走る際、トラック内で が行われる予定となっており、A母からはAの視

界にCが入らないようにしてほしい等との要望が出された。これについては、大会役員の女性教諭が対応した。

令和4年7月23日には、学総県大会が開催されたが、同大会では特段の配慮はなされなかった。

第4 学校および教育委員会の対応の検証

1 いじめの構造に対する理解の問題

本件調査を通じて浮き彫りになったのは、本件で指摘する各行為 を「いじめ」と認識しているか否かが人によって大きく異なること である。

教員間においては、いじめか否かを判断する際に、いじめを訴えた側の立場に立ち考える視点が共有されていることが窺われるが、他方でいじめの認定が「行為」にのみ着目してなされるわけではないことについては十分な理解がなされていない。例えば、本件は、返金を要求した行為にのみ着目すると、その前提としてお金を借りたのか借りていないのかという事実に視点が行くが、借りたか借りていないかも含め一連の経緯がどのようなものであり、そうした事実とともに当事者の関係性がどのように変化していったのかまでを踏まえなければ「いじめ」か否かは容易に判定することはできない。

そして、このことは特に教育委員会に対しても言える。学校側から「いじめ」の報告を受けた教育委員会は、いじめの報告を受けた...から「いじめ事案」として対応し、以降も保護者からの要望を受けて、概ね要望に添う形で動いている。他方で、いかなる行為が「いじめ」と疑われ、「いじめ」を明らかにするために何が必要となるの

かを積極的に精査し、指導した形跡は見当たらない。その根底には、いじめに対する認識不足があったと言わざるを得ない。

また、いじめに関する理解は、保護者との間でも十分になされなければならないところ、前述のとおり、教員や教育委員会においていじめの理解が不十分であったために、保護者との間で何が「いじめ」に当たるのかと言った共通認識が最後まで持たれることはなかった。その結果、話し合いの場面では、加害児童や加害児童保護者がたびたびいじめに先行する金銭トラブルに触れることとなり事案の解決が困難なものとなっている。先行するトラブルがあったからといって、いじめが許されるわけではないということについて十分に理解を求めるべきであった。他方で、いかなる理由があってもいじめが許されるものではないが、出来事は連続性を有しているのであり、いじめに先行するトラブルがあったという事実については被害者側とも十分に共通認識を有するべきであった。

2 小学校および教育委員会の対応に関する問題

次に、前記認定事実のもとに個別に学校および教育委員会の対応について検討するに、学校は、令和4年3月9日に「いじめ」との申出を受けて以降、すぐに関係職員間で情報共有をしたのち、同日のうちに加害が疑われる生徒への個別の聴き取りを実施している。そして、個別の聴き取りに際しては、教員2名で生徒1名の聴き取りに当たること、生徒間で示し合わせが行われる前にそれぞれの生徒をそれぞれの場所に呼び出し聴き取りが行われている事等の工夫がなされている。

また、翌3月10日には、Pの要望を受けて、いじめアンケート 調査の実施に至っている。アンケート調査結果は同日のうちに集計 され、加害が疑われる児童への追加の聴き取りが実施されている。 2回目の聴取時には1名の教員で対応した。時間的制約が大きい中で聴き取りに多くの教員を避けなかったことはそれ自体責められることではない。

しかし、3月9日時点で問題の中心であったお金の貸し借りに加え、3月10日時点の調査では筆箱の投げ合いや机を寄せる等の新たな事実が発覚している。そして、これらの行為は一般的にみてもいじめと強く疑われる行為であるから、教員間で改めて情報共有を図り、全容解明に向けて十分な協議と対応の検討がなされるべきであった。そうした検討がないままにアンケートに出てきた事実を確認するために、被害児童保護者が名指しした加害児童に対してのみ追加聴取が行われた点は問題である。

また、加害児童とされた保護者に対してはアンケートで発覚した 事実のみを伝え、当該保護者が自身の子どもに十分な事実確認をす る間も与えず、再び被害を訴えている側の保護者と加害者とされて いる保護者らが対面する場が設定された。さらにその場では学校が 話し合いを主導する形ではなく、被害者側が話す場面が多かった。 3月10日の話し合いは、およそ和解とは言えない雰囲気のうちに 終了した。

また、これ以降、学校は教育委員会に対応の指導を仰ぐようになった。しかし、前述のとおり、教育委員会自体がいじめに対する十分な理解を欠いていたこともあって、教育委員会も本件の対応を積極的に検討するには至らなかった。

被害者保護者からは連日要望が出されていたことから、学校および教育委員会は被害者保護者の要望をかなえられるかどうかという

視点で対応を検討することに終始した。また、被害者本人と保護者 の利益は区別されるべきものであるところ、被害者本人の意思確認 が十分にはされず、被害者本人への接触に向けた働きかけさえも十 分にされることはなかった。

問題を明らかにし、いじめを繰り返さないために何より学校が主体となって問題解決に取り組むべきであり、教育委員会も一体となって本件の解決に向け、協議・検討がされるべきところ、これができなかったことは問題である。

3 保護者との連携に関する問題

いじめ事案の解決に向けては、保護者の協力も重要となる。しかし、前述のような学校側の拙速な対応がかえって加害者側保護者らの疑念を惹起するに至っている。すなわち、学校側が十分な情報共有をしないままに保護者同士が話し合う機会が持たれたために、加害者側保護者は、一方的な非難にさらされた。そして、後になって子どもに確認した事実と学校側や被害者側から聞かされた事実が異なっていたことで、学校側が被害者側のいうことばかりを聞き、被害者側の言いなりになっているとの印象を抱かれるに至っている。その後、学校側が加害児童3名を別室指導としたことに関しても加害者側保護者には事前連絡がなされなかった。他方で、別室対応をしたことを事後的に伝えた際に、被害者側保護者の要望でそのような扱いとなったことが伝えられた。ここに至って完全に学校と加害児童側の保護者との信頼関係が失われた。

他方で、学校側と被害者側保護者との対立も顕著であった。すな わち、学校は、連日、被害児童保護者と連絡を取り合い、被害児童 保護者の要望をその都度検討している事実は認められる。しかし、 要望に対してリアクションすることは被害者側に「寄り添う」こととは別のことである。被害者側に「寄り添う」とは、被害児童の立場に立ち、被害児童が望む解決を一緒に考えることである。そして、多くのいじめ事案において、被害を受けた児童のみならず、被害を受けた児童の親も大きな傷つきを抱えている。なぜ我が子がいじめを受けたのかといった疑問に始まり、このまま学校に行けなくなったらという不安や自傷行為に至ったらという恐怖等さまざまな感情に親自身も襲われ、戸惑い、苦しみを抱えている。そうした中で何より我が子を守るために必死で方法を考え、訴えているのである。ところが、本件では、そうした被害者の心情に寄り添う視点を欠いていたために被害者保護者ともまったく協力関係が築けていなかった。これにより被害者側が加害児童や加害児童保護者に無断で接触するといったことまで生じている。保護者との十分な協力関係が築けなかったことが本件解決を困難にしたと言える。

第5 提言

1 いじめに対する理解の徹底

いじめ防止対策推進法は、いじめられた側の「傷つき」を出発点とする。ひとりひとりの教員が法のいじめの定義についての理解を深めるとともに教員間での共通理解を図ることが重要である。

そして、いじめに対する理解は、教員間のみならず、教育委員会 の各職員や児童および児童保護者との間でもなされなければならな いことは言うまでもない。

そのために学校は、日頃からいじめ防止教育の実践を行い、児童 自らがいじめについて学び、取り組む機会を設けるべきである。

2 学校及び教育委員会の役割

(1) いじめ防止基本方針に従った取り組みの実践

白岡市立
① 小学校においては、いじめ防止対策推進法13条の規定に基づき、国のいじめの防止等のための基本方針、埼玉県いじめの防止等のための基本方針、市基本方針を参考に、いじめ防止基本方針が定められている。そして、同方針そのⅡにおいていじめ防止対策の組織づくりが明記され、そのVにおいて組織的な対応が明記されている。

ところが、上述のとおり、本件では、かかる組織が機能した形跡はない。

そのIVにおいてはいじめ早期発見のための取組みとして,「教職員が意識的に児童の行動等に気を配る」ことが指摘されているところ,前述のとおり,いじめか否かは,被害を受けた児童の「傷つき」を出発点とする。そして,こうした「傷つき」をいち早くキャッチできるかどうかは,常日頃から多角的にいじめを認知しようとする教職員一人一人の意識にかかっている。この点,6年了組の担任は教室内の微妙な雰囲気の変化を感じ取り,それを報告していた。しかし,その声が拾われることはなかった。ほんの些細な出来事も大きないじめになることはあり得るという前提に立ち,組織でいじめに対応することが求められる。

また、ここの組織とは教職員のみならず、各種関係機関を含むことは言うまでもない。本件では、スクールカウンセラーなどの外部の専門家を活用することは有意義であったと考えられる。スクールカウンセラーは学校に勤務はしているものの、その立場は外部的で

心理などの専門性を持った存在であるため、その特性を活かして中 立的な視点で助言できる立場である。

学校側の動きが硬直化していた状況において、新たな対策が検討できたと推測できる。

スクールカウンセラーの勤務形態や日数による制限はあるものの、勤務する日に合わせてケース会議を実施することや方針を検討する機会を作ることは可能だと思われる。そのためには、各教員がこうした関係機関の役割を十分に理解し、関係機関とも日ごろからコミュニケーションを取り合うことが望ましい。

いじめ防止基本方針は、いじめの予防および対策として定められているものであり、事案に応じて変則的な対応をとることを否定するものではないが、少なくとも学校は日ごろからいじめ防止基本方針が定める内容を教員間で共有し、その実践に努めるとともに、いじめが起きた際は、基本方針に立ち返り、これに則った対応を検討すべきである。

例えば、いじめ防止基本方針には、年5回の仲良しアンケートを 実施することが目標として掲げられている。これは日々の人間関係 の変化を見逃さず、いじめが起きても早期に発見・対処することを 企図しているものである。そこで、学校はかかる基本方針に従い、 仲良しアンケートをこまめに実施し、子ども達の状況の変化を確認 すべきである。

また,先に述べたとおり被害者本人と保護者の利益を区別し,被害者本人を中心に支援は行われるべきである。

次に,本件の発覚を受けて以降,学校では保護者とのやり取りや 生徒からの聴き取りに関して記録を残すように心掛けられていた。 しかし、本調査を開始した8月に委員会(臨時会)が本件いじめに関する資料一式の提供を求めて以降、五月雨式に資料の提供が12月まで続いた。令和4年4月に ことなどが影響しているようであるが、本件いじめの問題に限らず、どういう資料を誰がどこに保管しているのかに関し、学校内で取り決めがなされるべきである。

(2) 教育委員会の役割

教育委員会は、所管に属する学校の生徒指導及び職業指導に関する管理・執行権限(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条5項)および県費負担教職員に対する服務監督権限(同法43条)を有しているのであり、いじめ問題の解決に向けて、各学校の実態把握に努め、実態に応じ各学校の取り組みを支援・指導することが求められている。

また,重大事態との報告を受けた際,調査をするか否かの判断権限を学校の設置者である教育委員会は有している(いじめ防止対策推進法28条1項)のであるから、学校と協議の上、必要と判断した場合には速やかに調査を開始すべきである。

その前提として,教育委員会においても日々「いじめ」に対する 理解を深めるべきことは当然である。

教育委員会はそうした本来の役割を十分に理解し、学校と一体と なっていじめ問題に取り組むことが求められる。

3 保護者との連携に向けて

(1)被害者側保護者との連携

いじめの解決に際しては、保護者の協力が不可欠であるところ、 学校は被害者側保護者と協力して被害者を支援する意識を共有する ことがまず必要となる。被害者は、いじめによって自己肯定感や自 尊心にダメージ等の精神的な影響を受けているものであり、そうし た被害は加害者の謝罪で回復するようなものではない。学校は被害 者が受けた被害を真摯に受け止める姿勢が必要であり、そうした被 害の回復に向けどのような支援を被害者本人が求めているのかを被 害者側保護者と一緒になって探り、協議をしながら対応をすること が求められている。そのために学校側は積極的に被害者本人や保護 者との面談を試みることが望ましい。そして、保護者には学校が講 ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める義務がある ことから(いじめ防止対策推進法9条3項),仮に被害者保護者が家 庭訪問や教員による被害者本人との面談に消極の姿勢を示した際 は、いじめの有無を確認する措置に協力するよう努力する義務があ ることを保護者に説明し、協力を求めるべきである。こうした一連 の過程において学校はスクールカウンセラーやスクールソーシャル ワーカー等の外部専門家を活用することも有益といえる。

(2) 加害者側保護者との連携

次に、いじめの解決に向けては加害者側保護者との連携も不可欠である。いじめ事案の一次的な当事者は学校ではなく加害者であることを認識させることが必要となる。そのためには、学校が加害者に指導を行うだけでなく加害者の保護者もまた一時的な当事者として法的責任を負う立場にあること(いじめ防止対策推進法9条)を保護者に理解させることが重要となる。そして、加害者保護者がいじめ防止対策推進法上の「いじめ」の定義について正確な理解を欠

いていることが判明した場合には、いじめ防止対策推進法上のいじめが被害者の主観で判断され、加害者の主観に左右されないことを説明するべきである。そうした共通理解を得てはじめて加害の子どもに十分な指導や更生に向けた支援が期待できるのであるから、学校は加害者側保護者とも十分にコミュニケーションをとりながらなすべき指導・監督を行うよう指示する必要がある。

また、学校としての指導や対応の方針も事前に十分に説明し理解を得るべきであって、たとえば別室指導について疑義が出たのであれば、法律上の根拠に基づくことをやはり説明すべきである(法23条5項)。そして、これら各場面でもスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、スクールロイヤー等外部機関の活用が適宜検討されるべきである。こうした対応を取る中で加害者の精神状態に過度の負担が生じていることが認められた場合にはやはりスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーに加え学校及び保護者が協力して指導以外の支援をしていくことも検討されてよい。

第6 終わりに

本件調査において、被害者は、事件当時を振り返り、3人がやったことを謝ってくれたら。仲直りできれば(学校に)行けると思っていた。と委員会(臨時会)に対し語っていた。ところが、本件調査に至るまでこうした被害者の意見が表出することはなかった。

そればかりか事態の進展とともに被害者保護者は学校および加害者に 対する不信感や不満を募らせ、加害者保護者も学校および被害者保護者 に対する不信感や不満を募らせた。その結果、話し合いの際には常に録 音しあい証拠収集に走っており、そうした大人たちの姿を見た子どもも またそれに倣って秘密裡に録音を行う事態が生じていたことは残念でならない。なぜ、ここまで被害者は置き去りにされたのか。

被害者は、現在も本件いじめによる影響に苦しみ、学校に行けないばかりか自傷行為を繰り返す状態が続いている。

本件の全容は前述したとおりであり、調査によって明らかとならなかった部分もあるが、本報告書を通じて、それぞれがどう行動すべきであったかを今一度検討し、いじめ再発防止に努めていただきたい。

以上

いじめ防止対策推進委員会(臨時会) 委員名簿

No	構成員	所属 役職等	氏 名	専門
1	委員長	弁護士	徳田 玲亜	法律
2	副委員長	大学教授	堀子 榮	教育
3	委員	臨床心理士	海老澤 香菜恵	心理